

令和元年 7 月 1 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 ガラスびん事業部
 (改定日：平成 30 年 7 月 1 日)

登録申請のための様式類について

下記に従い、各様式類を提出して下さい。様式 1、2、3 はオンラインで入力後印刷して下さい。なお、様式 1 は、印刷後、署名、押印して下さい。様式 4 以降の書類はホームページからダウンロードして記入の上、様式 1、2、3 と合わせて当協会宛に郵送して下さい。なお、再商品化製品引取同意書（様式 3-1 または 3-2）は、入力・印刷し、署名・押印の上、提出して下さい。また、再商品化製品引取同意書（様式 3-1-1 または様式 3-2-1）は、再生処理事業者の各工場と再商品化製品利用事業者の各工場との間で行われる引き取りの内容をそれぞれの工場毎に入力・印刷の上、提出して下さい。びんの原料とその他の原材料の両方を製造する事業者はそれぞれ該当する資料を提出して下さい。

様式の種類	提出すべき事業者
様式 1：ガラスびん分別基準適合物の再生処理事業登録申込書	全ての事業者
様式 2：ガラスびん分別基準適合物の再生処理事業登録申込書	全ての事業者
様式 2 の付属書：原料調達方法および用途別販売量	全ての事業者
様式 3-1、様式 3-1-1：再商品化製品引き取り同意書	びんの原料の再生処理事業
様式 3-2、様式 3-2-1：再商品化製品引き取り同意書	その他の原材料の再生処理事業 および、びんの原料の再生処理事業 者で、その他の原材料の再生処理も 行う事業者
様式 3-2 の付属書：再生処理事業者が再商品化製品 利用事業者となる場合の最終販売先	その他の原材料の再生処理事業 および、びんの原料の再生処理事業 者で、その他の原材料の再生処理も 行う事業者のうち、再生処理事業 者と再商品化製品利用事業者が同一 となる事業者、または、再商品化製 品利用事業者と同一のグループ関 係にある事業者（特定再商品化製品 利用事業者） <u>注）「同一のグループ関係にある事 業者（特定再商品化製品利用事 業者）」については、資料 5「特定再 商品化製品利用事業者について」を ご確認ください</u>

<p>様式4-1～4-2：ガラスびん再生処理事業計画書</p>	<p>びんの原料の再生処理事業者で、その他の原材料の再生処理も行う事業者（その他の原材料の部分について記述し提出）</p>
<p>様式4-1～4-4：ガラスびん再生処理事業計画書</p>	<p>その他の原材料の再生処理事業者 および令和2年度に新規で申請を行うびんの原料の再生処理事業者</p>